

## 平成29年度事業計画

政府は、I o T (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボットセンサー等の技術の飛躍的な進歩による「第4次産業革命」を推進し、日本を世界で最も魅力的な国とするための施策に取り組んでいる。税理士業界においても、これら社会環境の変化を的確に捉え、納税者からの信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、必要な施策を進めていかなければならない。

政府の人口動態統計によれば、平成28年の出生数は98万1千人と、昭和22年の統計開始以来初めて100万人を割り込むなど、日本の人口減少は歯止めがかからない状況にある。この影響は税理士業界にも及び、税理士試験の受験者数は平成17年をピークに10年連続して減り続けている。このような状況を踏まえ、税理士制度の維持・発展に向けて、次代の税理士制度を担う若者を確保・育成するための取組を進める。

中小企業においては、今後数年間で数十万人の団塊世代の経営者が引退時期に差し掛かると見込まれており、後継者不足による事業承継問題の解決が喫緊の課題となっている。税理士は従来から中小企業の経営をサポートしており、事業承継対策や経営力強化について、国や地方公共団体、金融機関等と連携を図りながら、税理士の職能を活かした更なる中小企業支援に対する施策を推進する。

また、フィンテックに代表される金融取引の進展など、会計・税務を取り巻く環境が大きな変革期を迎える中、更なる資質の向上を図るため、研修を充実させる施策を進めていく。

これら課題に取り組むほか、国民・納税者が納得して納税できる税制の実現に向けて、税理士法に定められた建議を行うとともに、職業倫理の高揚を図り、租税教育事業、税務支援事業及び成年後見制度等の公益活動を通じて、税理士に課せられた社会公共的使命を果たしていく。

以上を踏まえ、平成29年度において、本会は次に掲げる施策を優先しつつ、積極的な活動を展開する。

### <重点施策>

- 一 国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の更なる確立を目指し、次なる税理士法改正に向けた検討を進める。
- 二 国民の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化するとともに、若者が税理士に関心を持つための施策について検討する。
- 三 税制及び税務行政等の改善進歩に資する提言及び建議を行う。
- 四 研修の受講義務化を踏まえ、研修内容の充実及び受講機会の拡大に係る施策を進めるとともに、研修受講管理システムの円滑な運用を図る。
- 五 中小企業の円滑な事業承継に向けた取組を図る等、関係省庁等との連携・協力のもと、中小企業支援に関する施策を積極的に講ずるとともに、会計参与制度並びに「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及を推進する。
- 六 租税教育等の普及、推進及び充実を図る。
- 七 社会保障・税番号制度の適正・円滑な運用に向けて、制度の周知及び調査研究を進めるとともに

税理士の業務の環境整備を図る。

- 八 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法違反行為の排除に努める。
- 九 独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。
- 十 電子申告・電子納税制度の定着と利便性向上に向けた施策を推進するとともに、第四世代税理士用電子証明書への円滑な移行を図る。
- 十一 平成28年熊本地震の被災者に対する支援及び東日本大震災・原発事故による被災地・被災者への復興に向けた支援対策を講ずるとともに、大規模災害発生時の対応に向けた施策について取り組む。
- 十二 書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。
- 十三 サービス貿易の自由化（GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。）に係る議論の動向を注視するとともに、税理士制度に影響を及ぼす規制改革に対して意見表明を行うなど適切に対応する。
- 十四 税理士会会員の利便に資するため、公益財団法人日本税務研究センター等と連携して、税務相談体制の充実を図る。
- 十五 「日税連成年後見支援センター」が実施する事業活動の充実を図り、税理士による成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体の監査制度及び政治資金監査制度等の公益活動について積極的に取り組む。
- 十六 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）の事業活動を支援するとともに、諸外国の税制に関する情報収集に努める。

## <各部・委員会等事業>

### 1 総務部

- (1) 各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。
- (2) 事務局の効率的運営を図るとともに、関係諸規程の整備を行う。
- (3) 個人情報及び特定個人情報等に関し、他の分掌機関と連携し適正な保護・管理に努める。
- (4) 税理士職業賠償責任保険制度等の改善合理化を図る。
- (5) 税理士及び税理士法人に関する情報の適正な管理に努める。
- (6) 会館の適正な管理・運営に努める。
- (7) 税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
- (8) 税理士会、関連団体及び関係諸機関との連絡調整に努める。
- (9) 表彰制度の合理的運営を図る。
- (10) 業界功労者の栄典を推進する。
- (11) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討する。

## 2 財 務 部

- (1) 予算の適正な執行の監理を行う。
- (2) 健全な財務体質の確保を図る。
- (3) 各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
- (4) 本会が保有する資金の保全を図る。
- (5) 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

## 3 広 報 部

- (1) 機関紙「税理士界」を発行する。
- (2) TV、ラジオ、インターネット、新聞・雑誌等のメディアを利用して対外広報活動を行う。
- (3) ホームページの充実を図る。
- (4) 対外広報ツールを企画・制作する。
- (5) 「税理士記念日」行事及び「税を考える週間」参加行事を企画実施する。
- (6) パブリシティ活動を進める。
- (7) 広報活動の一層の充実を図る。

## 4 制 度 部

- (1) 次なる税理士法改正に向けて、税理士法に関する研究を進めるとともに、改正すべき論点を整理する。
- (2) 税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
- (3) 各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。

## 5 調 査 研 究 部

- (1) 税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。
- (2) 税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
- (3) 諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
- (4) 税理士業務に関連する会計制度、会社法制、I F R S等について調査研究を進める。
- (5) 「公開研究討論会」を企画実施する。
- (6) 「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
- (7) 税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。

## 6 業 務 対 策 部

- (1) 税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
- (2) 税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上方策を周知するための施策を講じる。

- (3) 税理士事務所の内部規律及び内部管理体制の適切な構築を図るための施策を講じる。
- (4) 所属税理士制度の適切な運用を図るための施策を講じる。
- (5) 税理士法第41条に規定する帳簿（業務処理簿）の作成義務の周知徹底を図るための施策を講じる。
- (6) 国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講じる。
- (7) 関係団体との緊密な連携のもと、税理士会員のための税務相談事業を実施する。
- (8) 災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。
- (9) 社会保障・税番号制度に伴う税理士の業務の環境整備に係る施策等を実施する。

## 7 研 修 部

- (1) 研修の受講義務化を踏まえ、研修内容の充実及び受講機会の拡大に向けた施策を講ずる。
- (2) 「全国統一研修会」を企画実施する。
- (3) 「登録時研修」を企画実施する。
- (4) マルチメディアを利用した研修の普及拡大に向けた施策を講ずるとともにその周知に努める。
- (5) 研修関係諸規則の周知に努める。
- (6) 受講時間の公表に向け、研修受講管理システムの円滑な運用を図る。

## 8 税務支援対策部

- (1) 独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図るとともに、独自事業のあり方について検討を行う。
- (2) 受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
- (3) 税務支援における電子申告及び特定個人情報について適切に対応する。
- (4) 税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
- (5) 税理士法第50条（臨時の税務書類の作成等）問題に関する対策を進める。
- (6) 「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
- (7) 当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
- (8) 離島支援事業及び離島対策費のあり方について検討する。
- (9) 災害対策本部と連携し、同本部の実施する震災関連税務支援施策に協力する。

## 9 綱 紀 監 察 部

- (1) 税理士の倫理の高揚及び品位の向上を図る。
- (2) 所在不明確認調査に関する規則等の適正な運営を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、税理士会との連絡調整を図る。
- (3) 税理士法第52条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る
- (4) 名義貸し行為（税理士法第37条の2）の未然防止に関する方策を講じる。

- (5) 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
- (6) 税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人に係る問題点及びその対応策を検討するとともに、その適切な運営について、税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (7) 会則第73条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理する。
- (8) 情報機器を使った税理士法違反行為の排除を図る。
- (9) 税理士の業務広告（特にインターネットによるホームページ等）について税理士会との連絡調整を図り、対応策を検討する。
- (10) 財務大臣による懲戒処分を受けた会員の取扱い並びに公表等のあり方について検討する。
- (11) 税理士会又は支部の会費を滞納する者に対する懲戒処分手続きに係る規程等の整備を行う。

## 10 登録調査部

- (1) 登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
- (2) 各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
- (3) 税理士証票の定期交換事務を的確に進める。
- (4) 登録業務ネットワーク（個人情報の保護を含む。）の適正な運営を図る。
- (5) 税理士の登録事務の改善整備を図る。
- (6) 税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

## 11 公益活動対策部

- (1) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、地方公共団体の監査制度研修を実施する。
- (2) 政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」及び「政治資金監査に関するQ&A」の改定内容等に沿って政治資金監査に関する研修を実施する。
- (3) 非営利法人の活動を支援する税理士のための諸施策を講じ、特に、NPO法人及び社会福祉法人に関する研修施策を実施する。さらに、地方独立行政法人等に対する税理士の監事への登用推進方策を検討する。
- (4) 改正行政不服審査法の施行に伴い、同法に規定する審理員及び第三者機関の委員に税理士の登用を積極的に地方公共団体に要請するとともに、必要な支援体制を整備する。
- (5) 公益的業務に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益的業務に関する様々な職務に就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検討する。
- (6) 公益活動専用HP「税理士パブリックサークル」を適切に運営するとともに、会員・国民へ情報提供を行う。

## 12 租税教育推進部

- (1) 租税教育等のあり方を研究し、その充実を図る。
- (2) 租税教育関係省庁等との連携により、効果的な租税教育等を推進する。
- (3) 税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。
- (4) 大学に「寄附講座」を開設し、健全な納税者意識を持つ国民を育成し、併せて国民に対し税理士制度の周知を図る。
- (5) 「教員養成大学への寄附講座」を開設し、教員養成大学と連携して租税教育等を担う教員の養成を推進する。
- (6) 高校生向け職場見学会及び大学生向けインターンシップ制度の実施に向けて検討する。

### 13 国際部

- (1) アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）との連携、協調を図るとともに、将来の恒久的事務局の設置を見据え、同協会の事業活動を積極的に支援する。
- (2) 国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
- (3) 諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
- (4) インドネシア税理士会と友好協定を締結し、併せてセミナーを開催する。
- (5) 諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報収集に努める。
- (6) 一般社団法人日税連税法データベース（TAINS）と連携し、諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報並びに日税連・税理士会の国際関係事業の発信に努める。
- (7) 税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
- (8) 外国語版ホームページ等諸外国向け広報ツールの充実を図る。
- (9) 国際税務情報研究会等との連携を図る。

### 14 中小企業対策部

- (1) 税理士会の会員が行う中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するため、研修会を実施する等、周辺環境整備に努める。
- (2) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
- (3) 会計参与制度の普及・推進を図るため、所要の方策を講じるとともに、「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
- (4) 「中小企業の会計に関する指針」（チェックリストを含む。）及び「中小企業の会計に関する基本要領」（チェックリストを含む。）の普及定着を図るため、所要の対策を講じるとともに、これらの見直しも含め、調査研究を進める。
- (5) 災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

### 15 事業本部

- (1) 税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。

- (2) 前記の図書類の販売促進について、日本税理士協同組合連合会との連携を図る。
- (3) 税理士会員章略章等の作成頒布を行う。

## 16 会務制度委員会

- (1) 組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
- (2) 会則その他諸規則等の整備改善を図る。
- (3) 税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
- (4) 税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

## 17 情報システム委員会

- (1) 電子申告・電子納税制度の定着および利便性の向上に向けた施策を推進する。
- (2) 税理士用電子証明書に関して、税理士会員の円滑な取得を図り、電子申告の代理送信への全員利用のほか用途拡大策についても検討する。
- (3) 社会保障・税番号制度並びにマイナポータルに関わり、関連官公署及び他の分掌機関と情報の収集・分析を行いその活用について検討を行う。
- (4) 税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。
- (5) 会務を円滑に遂行するために必要な情報基盤の整備に関し検討を行い、他の分掌機関に対し情報提供を行う。
- (6) ICT関連情報について関連官公署・諸団体と連携を取りつつ情報の活用について検討を行う。
- (7) (一般社団法人)日税連税法データベースとの連携を密にし、同社団が運営する税理士情報ネットワークシステム(TA I N S)について会員への情報提供を行う。

## 18 法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

## 19 規制改革対策特別委員会

- (1) 資格制度に関する規制改革について、税務・会計実務におけるA I活用の動向等を注視するとともに、その調査研究及び対策を進める。
- (2) 資格制度を中心としたサービス貿易の自由化について、税理士制度を維持するとの観点から、二国間・多国間協議の動向等を注視するとともに、その調査研究及び対策を進める。
- (3) 司法制度改革に関する事項について、政府における検討の動向等を注視するとともに、その調査研究を進める。
- (4) 納税環境整備(国税審判官への税理士の登用促進施策を含む。)への対応について、関係部・委員会と連携を図りつつ、その調査研究を進める。

※定期総会終了後、廃止し、当事業計画案のうち(1)及び(2)は総合企画室(平成29年7月27日設置)に、(3)は制度部に、(4)は調査研究部にそれぞれ引継ぐ。

## 20 総合企画室

- (1) 会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。
- (2) 中長期の基本施策の調査研究を進める。
- (3) 緊急を要する重要事案の対応策を講じる。
- (4) 税理士を目指す若者を増やすための施策について検討する。
- (5) 男女共同参画社会に向けた取組みについて検討する。

※定期総会終了後、廃止し、当事業計画案は総合企画室（平成29年7月27日設置）に引継ぐ。

## 21 日税連成年後見支援センター

- (1) 各税理士会成年後見支援センターへの業務支援及び連絡調整を行う。
- (2) 成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理体制を構築する。
- (3) 成年後見制度に関する研修等の企画及び運営をするとともに倫理指導に関する施策を講じる。
- (4) 成年後見助成金制度を適正に運営する。
- (5) 成年後見賠償責任保険を適正に運営するとともに、更なる充実に向けて、検討を進める。
- (6) 成年後見制度に関する調査及び研究を行うとともに、成年後見制度利用促進会議及び同委員会の動向を注視し、適切に対応する。
- (7) 成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。
- (8) 税理士による成年後見制度に係る取り組みについて、国民への周知を図る。
- (9) 日税連成年後見支援センターホームページを適切に運用するとともに、会員・国民へ成年後見制度に関連する情報提供を行う。

## 22 税制審議会

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

## 23 国際税務情報研究会

諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策についての調査研究を行うとともに、国際部との連携を図る。

## 24 税理士制度調査会

(活動休止中)

## 25 番号制度に関するプロジェクトチーム

- (1) 社会保障・税番号制度に関する必要な情報収集、分析及び研究を行う。
- (2) 社会保障・税番号制度導入に伴う税理士の業務の環境整備に関する検討を行う。
- (3) 税理士会及び税理士会員への社会保障・税番号制度に関する情報提供施策の検討を行う。
- (4) 納税者への社会保障・税番号制度に関する情報提供施策の検討を行う。



- (5) 社会保障・税番号制度に関する関係官庁等への要望の検討を行う。
- ※定期総会終了後、廃止し、当事業計画案は業務対策部に引継ぐ。